

東海市地域防災計画（原子力災害対策計画）修正  
新旧対照表

（令和 6 年度（2024 年度）修正）

原子力災害対策計画 新旧対照表

頁	修正前（令和5年度（2023年度）修正）	修正後（令和6年度（2024年度）修正）	備考
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
	<b>第1章 計画の目的・方針</b>	<b>第1章 計画の目的・方針</b>	
	<b>第4節 災害の想定</b>	<b>第4節 災害の想定</b>	
3	(2) 原子力災害 表中 大阪発電所3号機状況 <u>運転中（118.0万kW）</u> 高浜発電所1号機状況 <u>定期検査中</u> 高浜発電所2号機状況 <u>定期検査中</u> 高浜発電所4号機状況 <u>運転中（87.0万kW）</u>	(2) 原子力災害 表中 大阪発電所3号機状況 <u>定期検査中</u> 高浜発電所1号機状況 <u>運転中（82.6万kW）</u> 高浜発電所2号機状況 <u>運転中（82.6万kW）</u> 高浜発電所4号機状況 <u>定期検査中</u>	(県) 稼働状況 の反映
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>	
	<b>第2章 原子力災害予防対策</b>	<b>第2章 原子力災害予防対策</b>	
	<b>第7節 緊急輸送態勢の確保</b>	<b>第7節 緊急輸送態勢の確保</b>	
45	(1) 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、 <u>(追記)</u> 緊急通行車両の <u>事前届出</u> の推進に努める。	(1) 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、 <u>災害等発生前における</u> 緊急通行車両の <u>確認申出</u> の推進に努める。	(県) 災害対策 基本法施行令改正 に伴う修正
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	
	<b>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</b>	<b>第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策</b>	
	<b>第12節 飲料水・食品等の摂取制限等</b>	<b>第12節 飲料水・食品等の摂取制限等</b>	
69	<b>1 飲料水・食品等の摂取制限等</b> (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、 <u>原子力規制庁及び厚生労働省</u> が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市又は水道事業者等に指示又は要請する。 (2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、 <u>原子力規制庁及び厚生労働省</u> が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。	<b>1 飲料水・食品等の摂取制限等</b> (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、 <u>国</u> が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市又は水道事業者等に指示又は要請する。 (2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、 <u>国</u> が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。	(県) 2024/4/1 から、厚生労働大臣から環境大臣に移管するため。